令和6年度の子ども家庭総合支援センターの活動状況について

1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

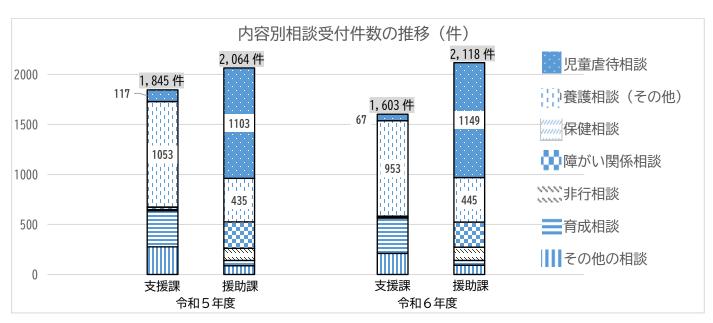
(1)内容別相談受付件数

(単位:件/令和6年度速報値)

				(十四・11/ 1/110十)及地狱匪/				
			支援課	援助課	合計			
	児童虐待相談		67	1, 149	1,216			
養		身体的虐待	15	276	291			
護相	内	性的虐待	0	5	5			
談	内訳	ネグレクト	36	164	200			
		心理的虐待	16	704	720			
	その他の相談 (虐待 相談を除く)		953	445	1,398			
	保健相談		1	0	1			
	障がい関係相談		7	251	258			
	非行相談		非行相談 1		11	133	144	
育成相談		成相談	354	47	401			
	その他の相談		210	93	303			
	î	合 計	1,603	2,118	3,721			

※養護相談(その他の相談(虐待相談を除く)):親の入院等による養育困難等、家庭環境に関する相談

※育成相談:育児やしつけ、性格行動といった子どもの育成に関する相談



(2)年齢別受付件数

(単位:件/令和6年度速報値)

合計	0~1歳	2~5歳	6~11歳	12~14 歳	15 歳以上	年齢不詳
3,721	421	886	1,191	614	400	209

2 児童虐待相談対応件数(児童相談所機能)

児童虐待相談対応件数とは、援助課で受け付けた児童虐待に関する相談について、令和6年度中 に対応した件数(国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表している)。

(1)内容別対応件数

(単位:件/令和6年度速報值)

٠,	, 13 H 3357370 11 x	**		(112 117 17	111 - 1 /2/C TKIE/			
	1= A	虐待の種類						
	合計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト			
	1,131	271	5	696	159			

(2) 対応種類別対応件数

(単位:件/令和年6度速報値)

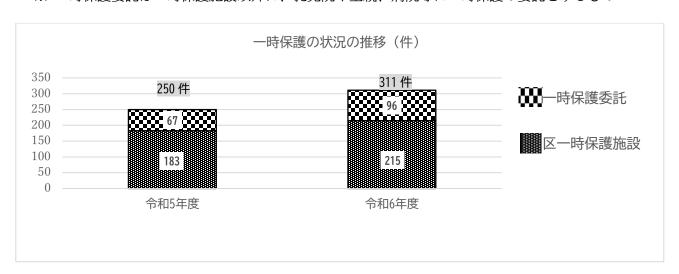
合計	助言指導	継 続 指 導	他機関斡旋	又 は 通 知福祉事務所送致	指 児童福 祉 司	設 児童福祉施	里 親 委 託	送 家庭裁判所	そ の 他
1,131	978	45	36	0	50	18	3	0	1

3 一時保護の状況

(1) 一時保護の状況(板橋区の児童を一時保護した総数) (単位:件/令和6年度速報値)

		0~5歳	6~11歳	12~14 歳	15 歳以上	合計
総数		79	78	82	72	311
内	板橋区一時保護施設	38	64	61	52	215
訳	一時保護委託※	41	14	21	20	96

※ 一時保護委託は一時保護施設以外に、乳児院や里親、病院等に一時保護の委託をするもの



(2) 一時保護施設の入所状況(一時保護施設の新規入所児童数)

(単位:人)

	幼児	学齢女子	学齢男子	合計 (A)	(A) のうち 他自治体からの 一時保護委託			
新規入所児童数	46	79	98	223	8			

4 社会的養護について

(1)施設入所·里親等委託児童数

相談・通告があった子どものうち、家庭での養育が困難、或いは不適当であると認めた場合等には、里親への委託や児童養護施設等への入所を行う。

(単位:件)

総数(令和7年3月末現在)	乳児院	施設養護	支援施設	治療施設	入所施設 説	ホーム 助	ボーム含む)
199	8	146	4	1	10	6	24

(2) 里親の認定・登録家庭状況

(単位:家庭)

里親家庭登録数	内訳						
(令和7年3月末現在)	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親			
53	32	2	1	18			

- ※養子縁組里親のうち、5家庭は養育家庭と二重登録している
- ※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している。

5 要保護児童対策地域協議会について

実務者会議では、中学校区ごとにセンターにて実施している従来の「集合型」の会議に加え、 板橋区独自の取組として、関係機関を訪問する「アウトリーチ(訪問型)」を実施し、年2回、 関係機関と支援方針の共有や、気になる子ども・家庭の情報をヒアリング等を行うことで、見守 り体制の構築を図り、早期発見、早期支援につなげる仕組み作りに取り組んでいる。

会議名	概要
代表者会議	2回開催(構成員の代表者による会議)
実務者会議	集合型(前後期 各 22 回)、アウトリーチ型(約 400 機関*訪問)
個別ケース検討会議	105 回開催(児童等に直接関わりのある機関・担当者で開催)

[※]区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

6 令和6年度の主な動きと今後について

(1)「こども家庭センター機能」の運用開始

令和6年4月から、従前の「子ども家庭総合支援拠点」であった子ども家庭総合支援センター支援課と、従前の「子育て世代包括支援センター」であった区内5か所の健康福祉センターが連携・協力しながら、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を実施する体制を構築し、運用を開始した。

(2) 産前・産後支援事業(産後ドゥーラ)のサービス開始

令和6年4月から、妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」がご自宅を訪問し、母親に寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートを行う「産前・産後支援事業(産後ドゥーラ)」のサービスを開始した。

(3)「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定を契機とした取組み

一時保護施設では、一時保護された子どもにとって、温かみのある場所となるよう生活支援等を行っており、令和6年度に開設後初めて受審した第三者評価では、特にユニット制の運営について高い評価を受けた。令和7月4月に施行した条例を契機として、更に子どもが主体的に楽しく過ごせる「温かみがあり居心地のよい一時保護施設」をめざし、アセスメント手法の強化及び学習支援の環境整備を含め、運営の向上を図っている。